

【石綿健康被害救済制度の概要】

医療費等の救済給付	対 象	救済給付の種類		
		種類	請求者	金 額
日本国内において石綿を吸入することにより指定疾病(※1)にかかり現在療養中の方及びこれらの疾病に起因して死亡した方の遺族で労災補償等の対象とならない方	①	医療費	本人	自己負担分
	②	療養手当	本人	月 103,870 円
	③	葬祭料	葬祭を行う方	199,000 円
	④	特別遺族弔慰金	生計が同一であった遺族	2,800,000 円
	⑤	特別葬祭料		199,000 円
	⑥	救済給付調整金		280 万円を上限とする調整額
特別遺族給付金	石綿にさらされる業務に従事することにより指定疾病等(※2)にかかり、これにより死亡した労働者(特別加入者を含む)の遺族(※3)で、時効により労災保険法に基づく遺族補償給付を受ける権利が消滅した方	①	特別遺族年金	年 240 万円 (遺族が 1 人の場合)
		②	特別遺族一時金	1,200 万円

- ※1 医療費等の救済給付の対象となる疾病(指定疾病)は、中皮腫、肺がん、著しい呼吸機能障害を伴う石綿肺及び著しい呼吸機能障害を伴うびまん性胸膜肥厚です。
- ※2 特別遺族給付金の対象となる疾病(指定疾病等)は、中皮腫、肺がん、石綿肺、びまん性胸膜肥厚及び良性石綿胸水です。
- ※3 特別遺族給付金の対象となるのは、昭和 22 年 9 月 1 日以降に指定疾病等にかかり、平成 28 年 3 月 26 日までに死亡した労働者の遺族です。

【医療費等の救済給付の申請受付窓口】

機関名	郵便番号	所在地	電話番号
独立行政法人環境再生保全機構	212-8554	神奈川県川崎市幸区大宮町 1310(ミューザ川崎セントラルタワー9F)	0120-389-931
環境省中国四国地方環境事務所 四国事務所	760-0019	高松市サンポート3番33号(高松サンポート合同庁舎南館2階)	087-811-7240
小豆総合事務所	761-4121	小豆郡土庄町湊崎甲 2079-5	0879-62-1373
東讃保健福祉事務所	769-2401	さぬき市津田町津田 930-2	0879-29-8265
中讃保健福祉事務所	763-0082	丸亀市土器町東8丁目 526	0877-24-9961
西讃保健福祉事務所	768-0067	観音寺市坂本町7丁目 3-18	0875-25-2052
香川県健康福祉総務課	760-8570	高松市番町4丁目 1-10	087-832-3272
高松市保健センター	760-0074	高松市桜町 1 丁目 9-12	087-839-2363

- ※ 医療費等の救済給付の申請書等の提出先は、独立行政法人環境再生保全機構です。環境省地方環境事務所、保健所等を通じて提出することもできます。
- ※ 医療費等の救済給付の申請手続に関する相談窓口は、独立行政法人環境再生保全機構又は環境省地方環境事務所です。
- ※ 特別遺族給付金の請求窓口は、原則として患者の方が石綿にさらされる業務に従事した事業場の所在地を管轄する労働基準監督署です。
- ※ 特別遺族給付金の請求手続に関する相談窓口は、最寄りの労働基準監督署又は香川労働局労災補償課(TEL 087-811-8921)です。